

令和 7 年度むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 2 5 日
むつ市告示第 1 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 市は、空き家及び空き地の増大を防止し、暮らしやすいまちを構築するため、居住誘導区域内及び地域生活拠点内（以下「居住誘導区域内等」）に所在する空き家又は空き地を利活用する者に対し、予算の範囲内において、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年むつ市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅、建築物及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 居住を目的として建物を建築することができる土地であって、現に利用されていないものをいう。
- (3) 居住誘導区域 むつ市立地適正化計画に定めるむつ市居住誘導区域をいう。
- (4) 地域生活拠点 むつ市立地適正化計画に定めるむつ市地域生活拠点をいう。
- (5) 住宅 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 居住の用に供するものであること。

イ 別荘その他一時的に使用するもの及び賃貸を目的としたものでないこと。

- (6) 補助事業 居住誘導区域内等の空き家の購入、空き家の解体を伴う住宅の新築、空き地への住宅の新築又は現に居住している住宅が所在する敷地と一体の敷地として空き家若しくは空き地の活用を行うための事業をいう。

(補助対象物件)

第 3 条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住誘導区域内等に所在する空き家又は空き地（ただし、居住誘導区域内等

において、不動産会社等が売買又は賃貸目的で建築し、所有する築５年未満の住宅及び分譲されてから５年未満の土地を除く。）

- (2) 令和７年５月１２日から同年１２月２６日までの期間に売買契約を締結しようとしている空き家又は空き地

(補助対象者)

第４条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第１号から第３号までのいずれかに該当する者であって市内に現に所有している住宅があるものは、その住宅の解体又は利活用をする場合に限り補助対象者とするものとする。

- (1) 補助対象物件である空き家を購入し、５年以上居住する意思がある者
(2) 補助対象物件である空き家を解体し、解体後速やかにその敷地に住宅を新築し、５年以上居住する意思がある者
(3) 補助対象物件である空き地を購入し、購入後速やかにその土地に住宅を新築し、５年以上居住する意思がある者
(4) 補助対象物件である空き家又は空き地を購入し、現に居住している住宅の敷地と一体の敷地として５年以上活用する意思がある者

２ 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 法人
(2) 市町村税を滞納している者
(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員又は暴力団に関係すると認められる者
(4) むつ商工会議所が行う空き店舗助成事業による助成を申請している者又は助成の決定を受けた者
(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適當であると認める者

(補助対象経費)

第５条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第１項第１号に該当する者にあつては、補助対象物件である空き家の購入に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手

数料等を除く。)

(2) 前条第1項第2号に該当する者にあつては、補助対象物件である空き家の購入及び解体並びに住居の新築に要する費用(租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。)

(3) 前条第1項第3号に該当する者にあつては、補助対象物件である空き地の購入及び住居の新築に要する費用(租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。)

(4) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、補助対象物件である空き家又は空き地の購入に要する費用(租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)又は300,000円のいずれか少ない額とする。

(事前相談等)

第7条 補助対象者は、補助金の申請に当たり、市への事前相談等により補助金の内容及び必要な手続を理解した上で、補助金の申請を行うものとする。

(申請書等)

第8条 補助金の交付の申請は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表に定める書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、必要があると認めるときは、不動産業者及び施工業者に対し申請書の内容について確認し、又は現地確認調査を行うことができる。

4 第1項の申請書は、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

5 補助金の交付の申請は、予算の範囲内において先着順により受け付けるものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について重要な変更をする場合には、むつ市空き家等利活用推進事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市空き家等利活用推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に伴う売買契約及び工事請負契約は、市長が定める期日までに成立していること。

（決定の通知等）

第10条 規則第6条の規定による決定の通知は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとし、補助金を交付しないことに決定した場合は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告等）

第12条 規則第12条の規定による報告は、むつ市空き家等利活用推進事業完了実績報告書（様式第8号）によるものとする。

2 前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表に定める書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、必要があると認めるときは、不動産業者、施工業者に対し報告書の内容について確認し、又は現地確認調査を行うことができる。

4 第1項の実績報告書は、令和8年3月27日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第13条の規定による確定通知は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第14条 補助金は、補助事業の完了後、口座振替により交付する。

(補助金の請求等)

第15条 補助金の請求は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助対象者が、補助事業を行うに当たり、補助事業により取得する不動産を担保に供して金融機関から融資を受ける必要がある場合の規則第20条の規定の適用については、補助金の交付の決定をもって同条に定める市長の承認があったものとみなす。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、補助事業により取得した補助対象物件（空き地を購入した場合にあっては、当該土地に新築する住宅）に居住した日の翌日から起算して5年間とする。

3 前項に定める期間において、補助対象者は、市長の要求があった場合には、補助金の交付を受けた物件の所有及び管理状況に関し、市長に報告しなければならない。

4 補助対象者は、第2項に定める期間内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付を受けた物件を処分した場合又は当該物件に居住しなくなった場合には、補助金の全額を市長に返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

補助対象者の区分	申請書に添付する書類
第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） (6) 申請者の住民票の写し (7) 申請者の市町村税の納税証明書 (8) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の解体工事の見積書の写し (4) 補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し (5) 補助対象物件の位置図 (6) 補助対象物件の写真 (7) 本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） (8) 申請者の住民票の写し (9) 申請者の市町村税の納税証明書 (10) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
第 4 条第 1 項第 3 号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し (4) 補助対象物件の位置図 (5) 補助対象物件の写真 (6) 本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） (7) 申請者の住民票の写し (8) 申請者の市町村税の納税証明書 (9) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
第 4 条第 1 項第 4 号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 補助対象物件の売買契約書の写し又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真

	(5) 本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの） (6) 申請者の住民票の写し (7) 申請者の市町村税の納税証明書 (8) 誓約書兼同意書（様式第3号）
--	--

別表第2（第12条関係）

補助対象者の区分	実績報告書に添付する書類
第4条第1項第1号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し (4) 補助対象物件に居住していることを証する書類 (5) 市内に現に所有している住宅がある場合は、その住宅の解体又は利活用の状況がわかる書類
第4条第1項第2号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し (4) 工事請負契約書の写し (5) 工事代金の領収書の写し (6) 工事写真（着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの） (7) 補助対象物件に居住していることを証する書類 (8) 市内に現に所有している住宅がある場合は、その住宅の解体又は利活用の状況がわかる書類
第4条第1項第3号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し (4) 工事請負契約書の写し (5) 工事代金の領収書の写し (6) 工事写真（着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの） (7) 補助対象物件に居住していることを証する書類 (8) 市内に現に所有している住宅がある場合は、その住宅の解体又は利活用の状況がわかる書類

第4条第1項第4号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し（申請時等に提出している場合は不要） (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助対象者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し (4) 補助対象物件と現に居住している住宅の敷地が一体利用されていることがわかる写真
-----------------	--